○経済産業省
環境省
国土交通省告示第百三十八号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省環境省国土交通省令第一号）第十九条第十一項の規定に基づき、平成二十七年六月十六日次のとおり少数生産車の型式についての承認を取り消したので、同条第十七項の規定に基づき公示する。

平成二十七年八月十四日

経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
ＮＳ２－Ｖ153	三菱　Ｆ24Ｂ	アヒチユ三菱フォークリフト株式会社	京都府長岡京市東神足二丁目１番１号
ＮＳ２－Ｖ154	三菱　Ｆ15Ｄ	〃	〃
ＮＳ２－Ｖ156	三菱　Ｆ39	〃	〃

○経済産業省
環境省
国土交通省告示第百三十九号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省環境省国土交通省令第一号）第十九条第十一項の規定に基づき、平成二十七年六月十六日次のとおり少数生産車の型式についての承認を取り消したので、同条第十七項の規定に基づき公示する。

平成二十七年八月十四日

経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
ＮＳ３－３	キャタピラー725Ｃ	キャタピラージャパン株式会社	東京都世田谷区用賀四丁目10番１号

○経済産業省
環境省
国土交通省告示第百四十号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省環境省国土交通省令第一号）第十九条第十一項の規定に基づき、平成二十七年六月二十五日次のとおり少数生産車の型式についての承認を取り消したので、同条第十七項の規定に基づき公示する。

平成二十七年八月十四日

経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
ＮＳ－698	竹内　ＴＬ230	株式会社竹内製作所	長野県埴科郡坂城町大字坂城9347番地
ＮＳ－699	竹内　ＴＬ250	〃	〃

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１８７号
愛知県稲沢市駅前４丁目３番20―203号
債務者　住田　雅一
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１８９号
愛知県丹羽郡大口町余野２丁目195番地、住民票上の住所愛知県豊田市野見山町２丁目15番地１
債務者　鈴木美知子
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１９８号
愛知県犬山市大字上野字向米野1064番地　上野ハイツ110
債務者　亀子　育代
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２０２号
愛知県一宮市浅井町江森字西之森51番地５　グリーンパレス西之森107号
債務者　佐藤　友章（旧姓猪瀬）
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１５８号
香川県高松市今里町368番地３
債務者　松原由美子（旧姓仲西）
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後１時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第８０２号
福岡県糟屋郡志免町別府西３丁目２番22号
債務者　大塚あゆみ（旧姓広橋）
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８９１号
福岡市西区拾六町４丁目14番５号
債務者　杉野　友厚
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９２６号
福岡県宗像市自由ヶ丘２丁目898番地６　雇用促進住宅宗像宿舎１棟102号
債務者　入江　眞治
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部